「高等教育機関の専利の品質向上、実用化及び活用促進に関する若干の意見」10 問 10 答

国家知識產権局

先頃、教育部、国家知識産権局、科学技術部が共同で「高等教育機関の専利の品質向上、実用化及び活用促進に関する若干の意見」 (以下、「若干意見」という)を印刷・配布した。ここに「若干意見」について次の通り解釈する。

1

――「若干意見」発表の背景について説明してください。

中国共産党第 18 回全国代表大会以降、習近平同志を中心とする党中央委員会は科学技術イノベーションと成果の実用化、活用を非常に重視しています。習近平総書記は「科学技術イノベーションは実験室内の研究であるだけでなく、科学技術成果を経済・社会の発展推進の現実的な原動力に転換する必要がある」と指摘しました。中国共産党第 19 期中央委員会第 4 回全体会議は科学技術成果の実用化業務の促進について重大な計画を立て、「イノベーションが科学技術成果の実用化体制を促進すること」を要請しました。2015 年、全国人民代表大会常務委員会は「科学技術成果実用化促進法」を改正しました。李克強総理は「イノベーションチェーン、産業チェーン、

資金チェーンの正確なマッチングの促進」を何度も強調しました。 2018年、国務院は「科学研究管理改善及び科学研究実績向上の若干 の措置に関する通達」を配布し、職務による科学技術成果の所有権 又は長期実施権を科学研究人員に付与する試験事業の実施を要請し ました。2019年、政府業務報告書において「科学技術成果評価体制」、 「発明創造、実用化及び活用促進」を明確に提示しました。

教育部、国家知識産権局、科学技術部などの部門は党中央委員会、 国務院の重大決定の計画の徹底と実行を深化し、一連の政策措置を 相次いで公布し、高等教育機関の科学技術成果を実用化する体制の さらなる整備を推進し、実用化に対する科学研究人員の積極性を絶 えず強化し、実用化効率を年々向上させました。総合的に言えば、 現在、科学技術成果の実用化は政策制度設計において徐々に完成形 に向かっています。しかし、現地調査や第一線の人々の報告によれ ば、高等教育機関の科学技術成果の実用化業務には依然として際立 った問題が存在し、そのうち、科学技術成果の品質が高くなく、技 術移転機関や人材の専門能力が不足し、数が不足していることが高 等教育機関の科学技術成果の実用化を制限する重要な要因です。専 利には科学技術成果の重要な形態として、「数を重視し、質を軽視 する」、「出願を重視し、実施を軽視する」という際立った問題が 存在します。3 部門は専利を突破口として、専利助成金・奨励金政 策、審査評価体制を最適化し、専門機関の設立と人材育成を強化し、

専利などの科学技術成果の品質を確実に向上させ、科学技術成果の 実用化を促進します。

また、教育部は国家知識産権局と共同で早くも 2004 年に「高等教育機関の知的財産権業務のさらなる強化に関する若干の意見」(教技[2004]4号)を配布しました。科学技術イノベーション水準の向上と経済・社会の発展ニーズの変化に伴い、中国の知的財産権業務の重点も大きく変化しました。これにより新しい時代に適用する高等教育機関の専利の品質向上を強化、指導し、知識産権業務のさらなる発展を促進する文書を発表し、知的財産権のガバナンス能力とガバナンス水準をさらに向上させ、教育強国、知的財産権強国、科学技術強国の建設に奉仕する差し迫った必要があります。

2

――「若干意見」の制定・起草の過程を簡単に説明してください。

「若干意見」は 2019 年 2 月起草から 2020 年 1 月印刷・配布まで 1 年近くを要しましたが、その段階は、ほぼ 3 つに分かれます。

第一に、掘り下げて調査を行いました。2019 年 2 月以降、北京、 上海、南京などの 10 か所の高等教育機関に相次いで赴いて調査を行い、高等教育機関における科学技術成果実用化業務の実情をさらに 理解し、問題の難しい点を探し当て、第一線の科学研究人員や管理 人員の提案を聞き取り、「若干意見」の重点を明確にしました。

第二に、広く意見を求めました。教育部、国家知識産権局、科学技術部関連司・局はテーマ会議を開催し、共に検討して具体的な解決策を提示しました。大連、成都、広州、北京などで相次いで行政区画ごとに 30 か所余りの高等教育機関の意見と提案の聞き取りを行いました。2019年12月20日に開催した全国高等教育機関科学技術業務会議においてグループ討論を実施し、地方の教育行政部門や参加した高等教育機関代表の意見と提案をさらに聞き取りました。

第三に、テーマを修正し、整備しました。教育部、国家知識産権局、科学技術部は各政策措置を始動でき、効果が上がるよう保障するために、関連の高等教育機関と地方教育行政部門が提出した改正意見について何度もテーマ研究を行い、現場や第一線が関心を持ち、注目する重点問題を掘り下げて分析し、「若干意見」を何度も改正、整備しました。

3

一一「若干意見」の制定過程において主に考慮したことを説明してください。

「若干意見」の起草において主に3つの点を考慮しました。

第一に、高等教育機関の専利業務はイノベーション創造の保護と いう初心に戻らなければなりません。知的財産権は専利権者の利益 をさらに保護するために生まれたものであり、創造者にその知力の 成果に付与する専有権または独占権です。しかし、実務においては、 科学研究プロジェクト終了、役職評定、実績審査、奨励金申請、イ ノベーション都市建設、ハイテク技術企業認定などの政策の方向性 に基づき、一部の品質の低い専利、応用見込みのない専利が生じ、 「大きいが優れていない、多いが強くない」という矛盾と問題が生 じました。これは科学技術イノベーションの法則に背いているだけ でなく、イノベーション創造保護の初心ともかけ離れています。知 的財産権は、イノベーションの価値を保護するために生まれたもの であり、各種の審査・評価・評定を満たすために出願するのではな いはずであり、さらに言えば一部のノルマ達成を追求するための数 合わせではないはずです。高等教育機関の専利業務がイノベーショ ン創造保護という初心に戻るよう指導しなければなりません。

第二に、高等教育機関の専利業務に関しては、高等教育機関は科学技術成果の重要な供給側に位置するものであるという特徴に立脚しなければなりません。高等教育機関は国家のイノベーション体系の重要な構成要素であり、科学技術成果の重要な供給側です。一般的に言えば、高等教育機関は企業とは異なり、それ自体では科学技

術成果を現実の生産力に直接転換することはできず、科学技術成果を企業で実用化し、生産生活に活用しなければ、成果の価値を体現できません。このため、高等教育機関の知的財産権業務推進の中心は活用であり、知的財産権の創造、管理、保護などその他の業務は知的財産権の活用のためのものです。高等教育機関は専利などの科学技術成果が実用化して初めてイノベーションの価値を実現するもので、実用化しないことは最大の浪費であるという理念を樹立し、実用化、活用の方向性を際立たせ、高等教育機関の知的財産権業務の改善と向上を要請しなければなりません。

第三に、高等教育機関の専利業務は、科学技術イノベーションの 全過程に組み込まれなければなりません。科学技術イノベーション は知的財産権の根源であり、知的財産権は科学技術イノベーション に対する保護であり、両者は相互に促進されます。知的財産権業務 は科学研究プロジェクトの計画、実施、検収、成果の実用化という 全過程を貫かなければなりません。知的財産権全フロー管理体系を 構築し、科学研究プロジェクト研究のさまざまな段階において専利 の方向付け、専利の配置、専利の発掘、価値の高い専利育成などの 業務を実施しなければなりません。プロジェクト終了後には、専利 の活用、実施を強化し、知的財産権業務を科学技術イノベーション の全過程に適切に組み込み、知的財産権業務を強化し、成果の移転、 実用化を促進しなければなりません。 ――「若干意見」の主な枠組みを説明してください。

「若干意見」には主に3つの内容が含まれています。

第一部は全体要求です。この部分は「若干意見」の方針、基本原則、主要目標をまとめて体現しています。品質優先を堅持し、実用化の方向性を際立たせ、政策指導を強化することを原則とし、高等教育機関の知的財産権全フロー管理体系のさらなる整備を推進し、かつ高等教育機関の科学技術イノベーション体系、科学技術成果実用化体系と有機的に融合させ、高等教育機関における専利創造の品質、活用効率、管理水準、技量を全面的に向上させることを明確にしました。

第二部は重点任務です。この部分は4つの章、10の節の任務からなり、4つの章が密接につながり、有機的に結びつき、共に前進し、相互に支え合う内容になっています。そのうち、「知的財産権管理体系の整備」は前提、「専利出願前評価の実施」は要、「専門機関の設置及び人材育成の強化」は支え、「政策制度体系の改善」は保障です。

第3部は実施です。業務体制の整備、政策指導の強化、届出監視の実施、実施許諾方式の革新を中心として、教育部、国家知識産権局、科学技術部が共同で効果的な措置を講じ、品質、貢献、実績を方向性とする体制構築を推進し、高等教育機関が「若干意見」における重点任務を積極的に実施するよう指導しています。

5

――「若干意見」の「重大プロジェクトの知的財産権管理フローを 構築し、整備する」という部分における要求事項について説明して ください。

「若干意見」は次に掲げることをはっきりと求めています。高等教育機関が科学研究、知的財産権、国有資産、人事、成果の移転・実用化、図書館などの関連機関を統括し、「高等教育機関知的財産権管理規範」(GB/T 33251-2016)を積極的に実行し、科学技術イノベーションと知的財産権管理、科学技術成果の実用化が融合した統括調整体制を構築すること、科学技術イノベーション 2030 重大プロジェクト、重点研究開発計画などの国家重大科学研究プロジェクトを中心としてプロジェクト実施のさまざまな段階における専利の情報分析・利用を強化し、専利の方向付けと配置、専利の活用と実施などの業務を実施することです。

専利などの知的財産権業務は、科学研究プロジェクト終了時に初めて開始する業務であるだけでなく、プロジェクトのテーマ選定、計画承認、実施、終了、成果の実用化などの各段階において体現しなければなりません。「若干意見」は、高等教育機関が知的財産権全フロー管理体系を構築し、科学技術イノベーションと知的財産権管理、科学技術成果の実用化などの業務を統括し、知的財産権管理が科学技術に対する奉仕、推進、保護、科学技術成果の実用化において重要な役割を果たすよう誘導するために、「重大プロジェクト知的財産権管理フローを構築し、整備すること」を提唱しています。

6

――「若干意見」が「職務による科学技術成果公表制度を徐々に構築すること」を提唱した背景について説明してください。

「若干意見」には高等教育機関は職務による科学技術成果公表制度を徐々に構築、整備しなければならないこと、科学研究人員は所属する高等教育機関に職務による科学技術成果を自発的に、速やかに公表しなければならないことが提示されました。それには主に2つの配慮が含まれます。第一に、公表制度の構築を通じて高等教育機関は職務による科学成果を利用して企業を設立するなどの行為に対する管理と基準を強化し、科学研究人員が法令・規定に基づいて科学成果の実用化を行うよう指導し、国有資産の流出を防ぎ、高等教育機関の合法的権利・利益を適切に保証しなければならないこと

です。第二に、高等教育機関は科学研究人員とのマッチングを積極的に行い、科学研究人員による科学技術イノベーションの最新の進捗状況を速やかに把握し、将来性のある科学技術成果を発掘し、科学研究人員が知的財産権保護意識を強化するよう誘導し、価値ある科学技術成果に対し専利出願などを通じて科学技術成果を保護するよう指導しなければならないことです。

7

一一高等教育機関は「若干意見」が提示した「専利出願前評価の実施」をどのように実行に移さなければならないのでしょうか。

専利出願前評価は世界で認められる高水準の大学で広く行われていることです。マサチューセッツ工科大学、スタンフォード大学などの高等教育機関は、それぞれ専門の技術移転オフィスを設置し、職務による科学技術成果を評価しています。現在、中国の高等教育機関も実践を模索し始めています。比較していえば、出願前評価によって出願無効や品質の低い専利の数を減らすことができ、より多くの人や資金などの資源を集めて品質の高い専利の創出と実用化を支援します。このため、「若干意見」は、高等教育機関に「評価機関及びフロー、費用分担及び奨励金などの事項を明確にし、専利出願の可否を決定し、専利出願の品質を確実に向上させるために出願しようとする専利の技術を評価しなければならない」旨要請しています。また、現在の専利出願は発明者のいかなるコストも責任も必

要としていないため、発明者にとっては出願への衝動あるのみで内的拘束もなく、専利の数が多いほど良いため、専利の品質が玉石混交となっている状況です。そのため、「若干意見」は「発明者は公的資金を利用して専利の費用を支払ってはならない」と明確に提示し、発明者が高等教育機関と共同でリスクを負担することを推進し、発明者が専利の品質を向上させ、専利の実用化を促進する責任意識と内的原動力を強化します。

専利出願評価後、高等教育機関が専利出願を決定した職務による 科学技術成果に対し、発明者が高等教育機関と共同で専利費用を負 担することを奨励します。高等教育機関が負担した部分は公的資金 を利用して支払うことができます。専利の実用化によって収益を得 た後、専利費用をコストとして収益から差し引き、発明者が自己負 担した分は倍額を差し引いて発明者に返還しなければなりません。 高等教育機関が専利を出願しないと決定した職務による科学技術成 果について、高等教育機関は、発明者と書面による契約を締結し、 法的手続きに基づき専利出願権又は専利権を譲渡し、発明者が自主 的に専利を出願することを許可し、取得後の専利権は発明者が保有 し、専利費用は発明者が負担します。職務による科学技術成果の属 性により、その専利を実用化、実施するならば、高等教育機関は象 徴的な収益を得ることができます。ただし、事前に書面による契約 書を締結し、収益の割合について明確にしなければなりません。

科学技術の商業化の見通しは、技術の成熟度、市場ニーズの変化などによって絶えず変化することから、「若干意見」は評価の実施に伴った高等教育機関の意思決定の圧力を軽減するため、「評価機関が専利出願に適さないと評価した職務による科学技術成果について、専利出願を放棄することにより高等教育機関が損失を被る場合、関係責任者が勤勉に職務を全うし、不法に利益を求めることなく、法令・規定に基づいて専利出願放棄に関する意思決定の責任を免除することができる」と明確に提示しています。また、中国の高等教育機関に専利出願前評価の実施経験が浅く、専門機関と人材が未だ不足していることを考慮し、「若干意見」は「評価業務はその高等教育機関の知的財産権管理部門(又は技術移転部門)が実施する、又は市場化機関に委託して実施することができる」と特に指摘しています。

認識が一定の水準に達し、条件を備えるに至った高等教育機関は、 専利出願前評価制度の構築を主体的に加速しなければなりません。 また、その他の高等教育機関は、可能な限り早く条件を整え、その 制度の中国の高等教育機関での始動を秩序立てて推進しなければなりません。 一一専利助成金・奨励金政策について新たにどのような要求事項がありますか。

専利助成金・奨励金政策の改善は「若干意見」の重要な内容です。 「若干意見」は、高等教育機関が専利出願に対する助成金、奨励金を停止し、専利取得に対する奨励金を大幅に削減し、かつ徐々に廃止し、実用化収益割合の引き上げなどの「事後補助」方式を通じて発明者を奨励するとはっきりと求めています。その政策は実用化、活用促進の方向性を十分に体現しています。各高等教育機関は「若干意見」の要求事項に基づいて専利助成金・奨励金政策を専利出願、取得に対する助成金、奨励金から徐々に実用化、実施に対する奨励金の拡大に向けて転換、調整し、高等教育機関の専利の品質向上を誘導しなければなりません。

9

一一専門的成果の実用化・技術移転機関の設立と人材育成をどのように強化しますか。

成果実用化・技術移転機関と人材の専門能力の不足、数の不足は 科学技術成果の実用化を制限する重要な要因です。教育部、国家知 識産権局、科学技術部は共同で措置を講じて専門機関設立と人材育 成を強化しようとしています。 第一に、専門機関の設立を強化します。国家知的財産権モデル試験高等教育機関、高等教育機関科学技術成果実用化・技術移転基地、高等教育機関国家知識産権情報サービスセンターを設立し、高等教育機関が人員、場所、経費などにおいて成果実用化・技術移転機関を支援、保障し、高等教育機関が知的財産権運営と技術移転能力を絶えず向上させるよう誘導します。

第二に、技術代理人の育成を強化します。高等教育機関が技術移転、知的財産権運営関連課程を設置し、知的財産権関連の専門、学科設立を強化し、選定した若干の高等教育機関に専門的知的財産権運営又は技術移転人材の育成を実施させ、高等教育機関が技術代理人の育成を加速し、科学技術成果の実用化と技術移転のために専門の人材を育成するよう指導します。

第三に、高等教育機関が知的財産権管理・運営基金を設立することを支持します。高等教育機関が同機関の割当金、地方の奨励金、成果の移転・実用化収益などの手段による資金調達を通じて知的財産権管理・運営基金を設立し、第三者専門機関に委託して専利の方向付け、専利の配置、専利の実施などの知的財産権管理運営業務と技術移転専門機関の整備、人材育成などの実施に用い、実用化の収益により実用化が促進されるという好循環を形成することを支持します。

――「若干意見」の公布・施行後、3 部門はどのように徹底・実施 を達成しますか。

「若干意見」の実施の要は高等教育機関にあり、高等教育機関が思想をより開放し、専利業務をイノベーション、創造の保護という初心に確実に復帰させ、高等教育機関の特徴に立脚し、着実に推進して初めて実際の効果を得ることができます。教育部、国家知識産権局、科学技術部は共同で次の措置を講じ、高等教育機関が「若干意見」を着実に実行することを推進します。

第一に、政策指導を強化します。専利の実用化などの科学技術成果の移転、実用化実績を一流大学・一流学科の建設に関する動的監視及び成果評価ならびに学科評価の重要指標として、専利の数を単純に審査するのではなく、実用化、応用をさらに際立たせるものとします。高等教育機関の専利出願数と取得数ランキングの発表に反対し、これを断固として阻止します。

第二に、監視、分析を強化します。教育部、国家知識産権局は実施許諾、譲渡、評価・出資又は企業との所有権共有などの形態によって実施、実用化する専利を届け出て、高等教育機関の専利実施、実用化状況を公表します。また、高等教育機関の正常でない専利出

願状況を監視します。3 部門は高等教育機関の専利出願、取得、実施などの状況に対し速やかに検討を行います。

第三に、周知徹底、意見交換を強化します。高等教育機関が知的 財産権全フロー管理体系構築、職務による科学技術成果公表制度構築、専利出願前評価制度構築、専門能力開発、専利助成金・奨励金 政策改善などを中心として掘り下げて検討し、代表的な経験を広め るようを調整し、可能な限り早く関連制度を構築、整備することを 推進します。

出所: 2020 年 2 月 24 日付け中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.cnipa.gov.cn/zcfg/zcjd/1146233.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。